

● 規程改正の概要

要旨	「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正について																				
内容	<p>○ 使用料及び手数料規程の改正の内容</p> <p>(1) 出産(正常分娩)における費用(産科医療補償制度負担金、母体入院加算)の改正</p> <p>平成27年1月1日より産科医療補償制度の負担金に変更するのに伴い、当院の出産(正常分娩)における費用の見直しを行ったので、それに附随する規程の改正を行う。</p> <p>① 産科医療補償制度の負担金変更 変更前 30,000円 → 変更後16,000円</p> <p>② 母体入院加算の変更 当院と他病院との出産費用の比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">分娩料</th> <th style="width: 20%;">出産費用総額</th> <th style="width: 40%;">平成27年1月1日以降の対応について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山梨大学医学部 附属病院</td> <td style="text-align: center;">230,000円 (負担金含む)</td> <td style="text-align: center;">約450,000円</td> <td>分娩料据置のため、 実質14,000円増収</td> </tr> <tr> <td>市立甲府病院</td> <td style="text-align: center;">140,000円 (負担金含む)</td> <td style="text-align: center;">約430,000円</td> <td>分娩料据置のため、 実質14,000円増収</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構 甲府病院</td> <td style="text-align: center;">150,000円 (負担金含む)</td> <td style="text-align: center;">約425,000円</td> <td>分娩料据置のため、 実質14,000円増収</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当院</td> <td style="text-align: center;">140,000円 (負担金含まず)</td> <td style="text-align: center;">約413,000円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>他病院は分娩料に産科医療補償制度負担金が含まれているため、平成27年1月1日以降の出産は増収となる。しかし、当院は分娩料に産科医療補償制度負担金が含まれず別途徴収しているため減収となる。</p> <p>出産費用総額を他病院の平均435,000円程度にするため、入院費の算定を1点=15円に変更する。</p> <p style="margin-left: 20px;">入院費 変更前 1点 = 13円 → 変更後 1点 = 15円</p> <p style="margin-left: 20px;">母体入院加算</p> <p style="margin-left: 40px;">(初日) 変更前 9,081円 → 変更後 15,135円</p> <p style="margin-left: 40px;">(2日目以降) 変更前 6,576円 → 変更後 10,960円</p> <p>(2) 診察券再発行料の新規設定</p> <p>診察券を紛失した患者について診察券の再発行料を徴収していたが、明確な徴収根拠が規程で定められていないので、規程の改正を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">新たに設定する額：診察券再発行料 300円</p>		分娩料	出産費用総額	平成27年1月1日以降の対応について	山梨大学医学部 附属病院	230,000円 (負担金含む)	約450,000円	分娩料据置のため、 実質14,000円増収	市立甲府病院	140,000円 (負担金含む)	約430,000円	分娩料据置のため、 実質14,000円増収	国立病院機構 甲府病院	150,000円 (負担金含む)	約425,000円	分娩料据置のため、 実質14,000円増収	当院	140,000円 (負担金含まず)	約413,000円	—
	分娩料	出産費用総額	平成27年1月1日以降の対応について																		
山梨大学医学部 附属病院	230,000円 (負担金含む)	約450,000円	分娩料据置のため、 実質14,000円増収																		
市立甲府病院	140,000円 (負担金含む)	約430,000円	分娩料据置のため、 実質14,000円増収																		
国立病院機構 甲府病院	150,000円 (負担金含む)	約425,000円	分娩料据置のため、 実質14,000円増収																		
当院	140,000円 (負担金含まず)	約413,000円	—																		
施行期日	<p>(1) 平成27年1月1日(入院日を起算日とする)から施行する。</p> <p>(2) 平成27年1月1日から施行する。</p>																				

使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条第3項関係:中央病院別表1、別表1-②)

新				旧					
(別表1)				(別表1)					
種別	単位	金額(税込み)	納期限	備考	種別	単位	金額(税込み)	納期限	備考
5 産科医療補償制度負担金	1件	16,000 円	使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり	多胎分べんの場合にあつては、第2頁以降1頁につき、16,000円を加算した額)	5 産科医療補償制度負担金	1件	30,000 円	使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり	多胎分べんの場合にあつては、第2頁以降1頁につき、30,000円を加算した額)
(別表1-②)				(別表1-②)					
中央病院	母体入院加算	初日	1日	入院費を1点=15円と1点=10円で計算したときの差額とする。	中央病院	母体入院加算	初日	1日	入院費を1点=13円と1点=10円で計算したときの差額とする。
		2日目以降	1日				2日目以降	1日	
診察券再発行料				1枚 300円	使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり				